

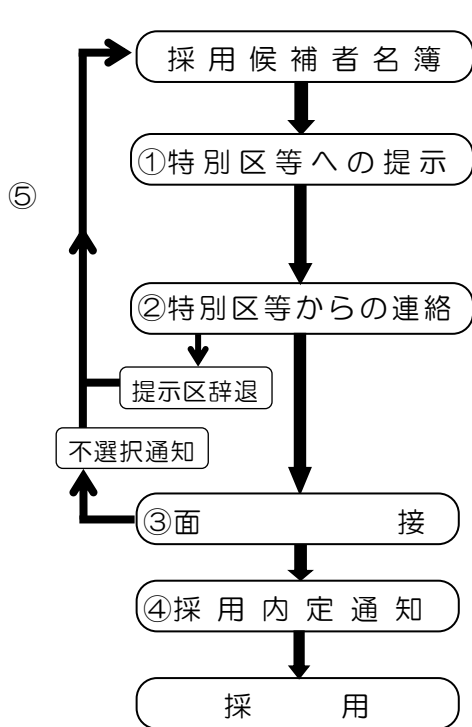
採用候補者の皆さんへ

この度は、特別区職員採用試験を受験していただき、ありがとうございました。

今回の特別区職員採用試験に最終合格された方は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）の採用候補者となりました。採用候補者は、特別区人事委員会が作成する「採用候補者名簿」に登載され、特別区等は「採用候補者名簿」の中から採用予定者を決定します。

今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

1 今後の流れ



① 特別区人事委員会は、特別区等からの請求に基づき、採用候補者全員をいずれかの特別区等へ高ポイント順に提示します。その際、原則として採用候補者が申込時に記入した第1希望の特別区等へ提示します。

なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できないこともあります。

※提示先の特別区等（以下「提示区」という。）に対しては、採用候補者の希望区情報及び履歴書（第2次試験時に提出したもの）を提供します。

② 提示区から面接の連絡があります。病気等の理由で面接に応じられない場合は、その旨を速やかに、提示区の人事担当にお知らせください。

※応答のない場合には、採用候補者名簿から削除されます。

※提示区を辞退した場合の注意事項は、裏面4②「提示区辞退届」の欄を参照してください。

③ 提示区で、面接を行います。提示区の人事担当の指示に従ってください。※面接の方法は、提示区によって異なります。

④ 面接の結果、採用内定となった場合は、提示区からその旨の通知があります。それ以降は、内定を受けた提示区の指示に従ってください。採用の時期は、原則として令和3年4月1日です。

⑤ [・採用内定が得られなかった場合（不選択）]
[・提示区を辞退した場合（提示区辞退）]

再び<①特別区等への提示>から<③面接>までの流れを繰り返します。ただし、欠員状況によっては提示されず、その結果、採用されない場合があります。最終合格が採用内定ではないことにご注意ください。

また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

※採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後1年です。

2 提示の日程

特別区等への提示は、下記の日程で全4回を予定しています。ただし、各特別区等の欠員状況によっては、2回目以降は提示されず、その結果採用されない場合もあります。

また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

[1回目]令和2年12月10日 [2回目]令和3年1月13日 [3回目]令和3年2月5日

[4回目]令和3年2月22日

問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 TEL:03-5210-9787(平日8:30~17:15)

※採用候補者ご本人がお問い合わせください。

※裏面もご確認ください。

3 注意事項

(1) 次の①～③に該当する場合は、それぞれ「4 記入例」を参考に申出書又は届書を作成し、必ず印鑑を押し、封書にて速やかに提出してください(必須)。

なお、提出先は2か所です。必ず両方に同じものを提出してください。

① 他団体への就職等によって特別区等に就職する意思がなくなり、採用候補者名簿からの削除を申し出る場合

「名簿削除申出書」

② 他の特別区等への提示を希望する等によって連絡を受けた特別区等への提示を辞退する場合

「提示区辞退届」

③ 住所・氏名又は連絡先を変更する(又は変更した)場合

「住所・氏名変更届」

提出先 1 提示区の人事担当
2 特別区人事委員会事務局任用課採用係
※ 必ず両方に同じものを提出してください。

(2) 次の①～⑧に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。

- ① 「名簿削除申出書」を提出した場合
- ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
- ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- ⑤ 当該採用試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ⑥ 当該採用試験の申込み又は当該採用試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- ⑦ 特別区等を辞退した事由が、正当な事由と認められない場合
- ⑧ その他、特別区人事委員会が定める場合

4 申出書・届書の記入例 (登録番号は、登録通知に記載されています。受験番号とは異なります。)

※ご自身で作成のうえ、必ず印鑑を押し、封書にて速やかに提出してください。

※用紙はA4サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

① 名簿削除申出書 (記入例①)

どの特別区等へも就職の意思がなくなった場合は、「名簿削除申出書」を提出してください。申出書には、名簿削除を求める理由(特別区等以外への就職先等)を具体的に記入してください。

なお、この「名簿削除申出書」を提出した場合は、採用候補者名簿から削除され、以後は提示を受ける資格がなくなります。

② 提示区辞退届 (記入例②)

連絡を受けた特別区等(提示区)以外への提示を希望する場合は、「提示区辞退届」を提出してください。

この「提示区辞退届」を提出した場合は、欠員状況により次回以降は他の特別区等へ提示されます。原則として、一度提示された特別区等に再度提示されることはありません。

なお、「提示区辞退届」を提出した場合は、次回以降の提示では、提示できる特別区等が限定されます。また、提示が遅れること、提示ができないこともあります。

③ 住所・氏名変更届 (記入例③)

住所・氏名又は連絡先を変更する(した)場合は、「住所・氏名変更届」を提出してください。

なお、変更(予定)年月日とフリガナ(氏名変更の場合)も忘れずにご記入ください。

記入例①

令和〇年〇月〇日

名簿削除申出書

Ⅲ類 △△区▽▽町〇-〇
事務 飯田橋 はな子 ㊞
登録番号 XXX 番 TEL 03-XXXX-XXXX

下記の理由により特別区等に就職する意思がなくなりましたので、採用候補者名簿から削除してください。

理由：〇〇市に内定したため。

記入例②

令和〇年〇月〇日

提示区辞退届

Ⅲ類 △△区▽▽町〇-〇
事務 飯田橋 はな子 ㊞
登録番号 XXX 番 TEL 03-XXXX-XXXX

このたび〇〇区に提示されましたが、下記の理由により辞退しますのでお届けします。

理由：(具体的に記入してください)

記入例③

令和〇年〇月〇日

住所・氏名変更届

Ⅲ類 △△区▽▽町〇-〇
事務 飯田橋 はな子 ㊞
登録番号 XXX 番 TEL 03-XXXX-XXXX

令和〇年〇月〇日付で、住所・氏名を下記のとおり変更する(した)のでお届けします。

<変更前>
〒XXX-XXXX トクベツ ハナコ
×県〇市☆区△町〇-〇 特別 はな子
TEL XXX-XXX-XXXX

<変更後>
〒XXX-XXXX イイダバシ ハナコ
△△区▽▽町〇-〇 飯田橋 はな子
TEL 03-XXXX-XXXX